

一般社団法人 日本アニメフィルム文化連盟
(Nippon Anime and Film Culture Association: NAFCA) 会員規約

第1条 (目的)

一般社団法人 日本アニメフィルム文化連盟会員規約(以下、「本規約」とする)は、一般社団法人 日本アニメフィルム文化連盟(以下、「本連盟」とする)の定款の定めに従い、会費、入退会に関連する手続き、会員の権利義務等、本連盟の運営ならびに会員活動の基本的事項を定める。

第2条 (会員種別)

1. 本連盟の定める会員は、本連盟の目的に賛同し、本規約第4条の規定に従い、理事会又は事務局の承認を受けた、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本会員 個人又は法人及びこれらの者を構成員とする団体
 - (2) 正会員(職業正会員/サポーター正会員) 個人
 - (3) 準会員 個人
 - (4) 賛助会員 個人又は法人及びこれらの者を構成員とする団体
2. 本会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

第3条 (会員規約の変更)

本連盟は、自らが円滑な運営のために必要と判断した場合、正会員(職業正会員/サポーター正会員)、準会員及び賛助会員の事前の承諾を得ることなく、理事会の決議により本規約を変更することができることとする。変更後の会員規約については、本連盟のウェブサイト上への掲載をもって、その効力を生じることとする。

第4条 (入会)

1. 本連盟の本会員になろうとする者は、理事会において別に定める様式により入会の申込をし、理事会の承認を受けなければならない。ただし、正会員、準会員及び賛助会員になろうとするものは、本規約に従い入会の申込をし、事務局の承認を受けることで会員になることができる。
2. 代表理事は、前項の通り本会員より申込があったときは、理事会において、入会の承認・不承認を決定し、結果を速やかに入会申込者に対し通知する。承認となった場合は、この通知を発した日を、入会日とする。
3. 第1項の通り、正会員、準会員及び賛助会員になろうとする者より申込があったときは、事務局にて入会の審査を行い、入会の承認・不承認を決定し、結果を速やかに入会申込者に対し通知する。承認となった場合は、この通知を発した日を、入会日とする。
4. 入会を承認された入会申込者のうち正会員は、速やかに、第6条に定める入会金及び会費を納入しなければならない。承認通知発送から3か月を経過しても入会金及び会費を納入しない場合には、理事会又は事務局は承認を取り消すことができる。
5. 入会を承認された入会申込者のうち賛助会員は、速やかに、第6条に定める会費を納入しなければならない。承認通知発送から3か月を経過しても会費を納入しない場合には、理事会又は事務局は、承認を取り消すことができる。

第5条 (入会申込の不承認)

本連盟の会員になろうとする者から前条の申込があったとき、理事会又は事務局は承認の可否を審議する。以下の何れかの項目に該当する場合には入会を承認しないことがある。

- (1) 本連盟の趣旨に賛同していないとき
- (2) 過去に本規約又はその他の規約に違反したことを理由として除名又は退会処分を受けたことがあるとき
- (3) 過去に定款9条に基づき除名処分を受けたことがあるとき
- (4) 前条の入会申込書の記載事項に、虚偽記載、誤記または記入漏れがあるとき
- (5) 本連盟の会員になろうとする者又はその者が営む事業が反社会的勢力に関係するとき、又は著しく社会規範に反し若しくはその恐れがあると判断したとき
- (6) その他理事会又は事務局が不適切と判断したとき

第6条 (入会金及び会費)

1. 本連盟の入会金及び年会費は次の通りとする。

- (1) 本会員 入会金 なし 年会費 なし
- (2) 正会員(職業正会員/サポーター正会員)
入会金 5,000円 年会費 15,000円/年 又は 1,300円/月

※職業正会員はプロとしてアニメ業界の業務に従事していることを事務局が保証するものとし、そのための入会審査は事務局が行うものとする。サポーター正会員はアニメ業界での業務の従事を必須条件としない。

- (3) 準会員 入会金及び年会費 なし
 - (4) 賛助会員 入会金 なし 年会費 1口10万円、口数は問わない
2. 正会員の入会金は一括払いとする。
3. 正会員及び賛助会員における会費は、入会時のほか、毎年又は毎月定める日に該当年又は該当月の会費を事務局が指定する方法により支払うこととする。
4. 正会員の入会金及び年会費に関しては、別途社員総会で定めるキャンペーン等での割引が適用される場合がある。
5. 入会金及び会費は、退会・除名があった場合でも返還しないものとする。

第7条 (会員の権利)

1. 本会員は次の権利を有する。
 - (1) 本連盟の社員総会への出席、議決権の行使。

- (2)本連盟が発信する各種情報についての会員割引価格又は無償での閲覧。
- (3)本連盟が主催するセミナー、イベント、研究会、研修会等への会員割引価格又は無償での参加。
- (4)本連盟の趣旨に沿う内容で理事会の承認を得ることを前提とした、各会員が主催するセミナー、イベント、新サービス等の告知、アンケート調査等について本連盟の情報配信と合わせて行う本連盟の会員等への告知。
- (5)本連盟の趣旨に沿う内容で理事会の承認を得ることを前提として、本連盟内で委員会、研究会等を組織して行われる、個別活動の企画・実施。ただし、当該活動は本連盟の活動の一部として行うものとする。
- (6)その他、理事会の承認により認められる各種権利。

2. 正会員は次の権利を有する。

- (1)本連盟が発信する各種情報についての会員割引価格又は無償での閲覧。
- (2)本連盟が主催するセミナー、イベント、研究会、研修会等への会員割引価格又は無償での参加。
- (3)本連盟の趣旨に沿う内容で理事会の承認を得ることを前提とした、各会員が主催するセミナー、イベント、新サービス等の告知、アンケート調査等について本連盟の情報配信と合わせて行う本連盟の会員等への告知。
- (4)本連盟の趣旨に沿う内容で理事会の承認を得ることを前提とした、本連盟内で委員会、研究会等を組織して行われる、個別活動の企画・実施。ただし、当該活動は本連盟の活動の一部として行うものとする。
- (5)正会員のうち事務局の審査により職業正会員と認められた者のみ、文芸美術国民保険に加入する権利。
- (6)その他、理事会の承認により認められる各種権利。

3. 準会員は次の権利を有する。

- (1)本連盟が発信する各種情報について会員割引価格又は無償での閲覧。
- (2)本連盟が主催するセミナー、イベント、研究会、研修会など等への会員割引価格での参加。
- (3)その他、理事会の承認により認められる各種権利。

4. 賛助会員は次の権利を有する。

- (1)本連盟が発信する各種情報について会員割引価格又は無償での閲覧。
- (2)本連盟が主催するセミナー、イベント、研究会、研修会などへの優先的な案内。
- (3)本連盟内の活動に関する報告を受け、また情報を得る権利。
- (4)本連盟の趣旨に沿う内容で理事会の承認を得ることを前提とした、各会員が主催するセミナー、イベント、新サービス等の告知、アンケート調査等について本連盟の情報配信と合わせて行う本連盟の会員等への告知。
- (5)本連盟のウェブサイト上に、賛助会員として氏名又は名称を表記する権利
- (6)その他、理事会の承認により認められる各種権利。

第8条（会員の義務）

全ての会員は次の義務を負う。

- (1)本連盟の定款、各規則、その他の決議等に従う。
- (2)第6条に従い本連盟の入会金及び会費の納入が必要な者は、その納入。
- (3)セミナー、イベント等の参加料金の支払が必要な者は、その参加料金。
- (4)会員の登録事項に変更が生じた場合には、速やかにその旨を事務局に申出ること。会員が変更の申出を行わなかったことにより不利益を被った場合でも、本連盟はその責任を負わないこととする。

第9条（会員の会員資格の有効期間）

1. 本会員の会員資格の有効期間は、本規約第4条に基づく入会日から本連盟の事業年度末日までとする。
2. 正会員、準会員及び賛助会員の会員資格の有効期間は、本規約第4条に基づく入会日から1年間とする。
3. 期間満了日の3か月前までに、会員又は本連盟から書面による特段の意思表示なき場合には、更に契約期間を1年間ごとに自動更新するものとし、以後も同様とする。

第10条（会員種別の移行）

1. 本会員、正会員、準会員及び賛助会員は、他の会員を兼ねることができないものとし、他の会員種別に移行を希望する場合には、その旨を事務局に申出て、承認を受ける必要があることとする。ただし、本会員から正会員、準会員及び賛助会員への移行は、本条に基づき事務局の承認により移行できるが、正会員、準会員及び賛助会員が本会員への移行を希望する場合は、本規約4条に基づき理事会の承認を受けなければならないものとする。
2. 正会員及び賛助会員が他の会員種別に移行をした場合であっても、既に納入した入会金及び会費の返還はしないものとする。

第11条（退会）

会員が本連盟を退会しようとするときは、その旨を事務局に申出ることにより、任意にいつでも退会することができる。

第12条（除名）

会員が次のいずれかに該当するときは、定款9条1項に従い、理事会の決議により除名することができる。

- (1)本連盟の定款、本規約又はその他の規約等に違反したとき。
- (2)本連盟の名誉を毀損し、又は本連盟の目的に反する行為をしたとき。
- (3)その他除名すべき正当な事由があるとき。

第13条（会員資格の喪失）

1. 定款第10条に基づき、本会員、正会員、準会員及び賛助会員は、本規約第11条又は第12条の場合のほか、次のいずれかに該当するに至ったときは、その会員資格を喪失する。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。
 - (1)本規約第4条第4項又は第5項に定める期限までに会費を納入しないとき。
 - (2)後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
 - (3)個人が死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。

(4)法人又は団体が解散、又は破産したとき。

2. 会員がその資格を喪失した場合であっても、既に納入した入会金及び会費の返還はしないものとする。

第14条（会員名簿）

本連盟は、会員の氏名又は名称及び電子メールアドレス等を記載した会員名簿を作成する。

第15条（活動状況の公開）

本連盟は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況などを会員が請求し、理事会の決議により本連盟が必要と判断した場合は、その活動状況などを公開する。

第16条（情報管理）

1. 本連盟は、業務上知り得た機密情報及び個人情報の保護に万全を期すものとする。

2. 機密情報及び個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別途定めるものとする。

第17条（免責及び損害賠償）

1. 会員は、本連盟の活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利用の採否・方法等を決定するものとし、これらに起因して会員または第三者が損害を被った場合であっても、本連盟は一切責任を負わないものとする。万が一、本連盟が会員に対して損害賠償責任を負う場合であっても、その原因の如何に関わらず、本連盟は、間接損害・特別損害・免失利益ならびに第三者からの請求および軽過失に基づく損害について、予見の有無に関わらず、責任を負わないものとする。

2. 会員が退会・除名等により会員資格を喪失した後も、本条の規定は継続して当該会員であった者に対して効力を有するものとする。

第18条（裁判管轄）

会員と本連盟の間で訴訟の必要が生じた場合については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上、本連盟の総ての会員に本規約を適用するものとし、総ての会員は本規約に同意し、遵守するものとする。

令和6年8月1日改訂